

格の内容とする」。

#### 《具体的》

○診療に関する義務に關する義務

\*診療義務：「診療契約に基づいて医師や病院が負担する債務は、技術上適正に注意深い診療を実施すべき債務であり、その法律的性質はいわゆる手段債務であるが、診療の高度の専門性・特殊性に照らし、右医師の債務は、患者によって希望された診療目的…の達成を目指として、診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医業水準を基準とする危険防止のため実施上必要とされる義務の注意義務をもって診療を行うべき債務であると解される。」<sup>62)</sup>

\*伝医義務：「履行補助者である医師等が(新規の治療法に関する)意見を有しなかったために、右医療機関が右治療法を実施せず、又は実施可能な他の医療機関に転医をさせるなど適切な措置を採らなかったために患者に損害を与えた場合には、当該医療機関は、診療契約に基づく債務不履行責任を負うものというべきである。また、新規の治療法実施のための技術・設備等についても同様であつて、当該医療機関が予算上の制約等の事情によりその実施のための技術・設備等を有しない場合には、右医療機関は、これを有する他の医療機関に転医をさせるなど適切な措置を採るべき債務がある。」<sup>63)</sup>

○承諾と説明に関する義務

\*承諾取付義務：「病院の医師としては、(患者)に対し……診療契約上の債務として……情報を提供した上で自らの意思をも述べ、Aの自己決定権を保護するとともに、手術を実施するべき注意義務があったというべきである。」<sup>64)</sup>

\*説明義務：「医師は、患者の病態のために手術を実施するに当たっては、診療契約に基づき、特別の事情のない限り、患者に対し、当該疾患の診断(病名と病状)、実施予定の手術の内容、手術に付随する危険性、他に選択可能な治療方法があれば、その内容と利害得失、予後などについて説明すべき債務があると解される。」<sup>65)</sup>

\*医業指導義務：「医師法第23条によると、医師は診療をした時は、本人又はその保護者に対し、該業の方法その他保健の向上上に必要な事項の指導をしなければならず、又、該医業院及び保健医業院担当規則11条によれば、保健医業院は患者の収容に関しては、その病状に応じて適切に行い、収容上必要な事項については適切な注意および指導を行わなければならぬとされている。……(患者の疾患発症)の事実、進行状況、治療経過、今後の見どおし、治療方法等につき……担当医師として自ら認識し、知識として有する一切の資料を披露説明して、収容方法等の指導をなすべき債務があつたものであり、これは患者の生命健康を管理すべき担当医師として当然なすべき當會注意義務の一つといふべきである。」<sup>66)</sup>

#### ○医療の場の管理者としての債務

\*安全配慮義務(入院中の患者の生命・身体の安全を確保する債務)：は診療契約の内容そのものに含まれる債務であり、(安全配慮義務(患者の生命・身体に対する危険を防止すべき債務))は診療契約に付随して信義則上生じる債務であると主張することころ、一般に診療契約の本来の内容として安全配慮義務が認められるか否かの点は拙くとして、少なくとも診療契約に伴う付隨債務と

して安全配慮義務を規定できることは明らかである。」<sup>67)</sup>

○他の物や、患者に対する診療行為において收取した物などは、これを患者に返還する債務を負う(§646)。

#### ○その他

\*証明文書等の交付義務：「医師法第19条は、診療をした医師は診断書の交付の求めがあつた場合は、正当の事由がなければ、これを拒んではならないと規定している。医療法人との間の医療契約の中には、右医師法の規定の趣旨が当然に含められていると解すべきである。」<sup>68)</sup>

\*特約による権利義務

#### (2) 診療を受ける側の義務

\*診療報酬支払義務

\*診療協力義務：医療行為が診療契約に基づく診療債務を履行するに際して、患者側もそれに協力をする債務があると解される。

\*費用前払義務：委任事務を処理するのに費用を要する場合には、受任者から請求があれば、委任者はその前払いをしなければならない。(§649)

\*費用等償還債務：受任者が委任事務を処理するのに必要な費用を支払ったときは、受任者に対してその費用およびその利息の償還を請求することができる。また必要な債務を負担したときは受任者に自らその弁済をなすよう請求することができる。(§650⑤)

\*損害賠償債務：受任者が委任事務を処理するため、自己に過失がないのに損害を受けたときは、受任者に対しその賠償を請求することができる。(§650⑥)

#### 6) その他

(1) 契約がないとき(事務管理としての医療行為)

→患者が意図を回復すれば、患者の意思により医師患者間に適切に医療契約が成立する。

(2) 免費約款：入院料無料、手術同意(承諾)書

入院または手術に際して、治療の経過中において万一患者に事故が起きても一切責任を述べないと題目の欄項目を印刷記載した文書

→判例は、公序良俗違反、例文解釈、衡平の原則違反などにより効力を否認。

## 2 医療契約論をめぐる近年の動向

### 1) 専門家責任論<sup>69)</sup>

医師の負う債務をさらに緻密化し、その内容や範囲、相互の關係などを明快にするために、診療契約を専門家を一方当事者とする契約の類型に位置づける。

→これら専門家を一方当事者とする契約に共通する性質を抽出し、再び診療契約論にそれをフィードバックさせる。

### 2) 関係的契約論<sup>70)</sup>

「意思を中心とする古典的な契約像に対して、社会關係そのものが契約の拘束力を生み出し、また様々な契約上の債務を生み出すという契約像」<sup>71)</sup>→契約条件は契約關係の進行とともに形成され、修正される。当事者は、契約的連帯(債務關係)を維持するのために、当該契約が置かれている社会關係のなかで要求されるさまざまな債務を負う。

62)神戸地判平成9年8月21日判時1654号153頁。他に大阪高判昭和47年11月29日判時697号155頁など。

63)最高判平成7年6月9日民集4卷6号149頁など。

64)京都地判平成14年3月12日判時民集21卷4号585頁。

65)最高判平成13年11月27日民集55卷6号1154頁など。

66)岐阜地判昭和49年3月25日判時738号39頁。

67)東京高判平成14年1月31日判時1790号119頁など。

68)東京地判昭和14年8月17日下民集21卷4号585頁。

69)樋口賀一「診療契約の構造——ドイツの議論を手がかりに——(1)(2・完)」同志社法53卷1号75頁以下、2号156頁以下(2001年)。

70)内田貴「契約の時代 日本社会と契約法」(岩波書店、2000年)、同「契約の再生」(弘文堂、1990年)。

→紛争解決に際し、単に当事者がどのような合意を行ったかということだけではなく、現在に至るまでの当事者關係の歴史、当事者を用む社会關係の変動、そして当事者の属する社会の行為規範等々が考慮の材料となる。

### 3) 信託關係 (fiduciary relation) 論<sup>11)</sup>

自己責任が支配すべき契約の領域と依存關係に対しても適用される信託の法理(信託法)は、その基本的な考え方、違反に対する救済方法、公的介入の必要性・程度などの点で異なる。

→契約原理(自己責任の關係)とは区別された、依存關係における信託關係の法理の確立が必要。

## IV 福祉と契約

### 1 傳統

- (1) 田舎状況  
○社会福祉基盤構造改革以降の議論：議論の途に付いたばかり。  
○医療契約との相通～議論の起点と方向性の違い  
＊医療契約論～相続的議論  
　議論の増進：医療過誤訴訟で問題となる債務不履行論の前提として論ずる。  
＊福祉契約論～法律的議論  
　議論の発展：福祉領域における議論の深化：裁判例の集積→普皆注意義務の具体化・類型化  
(2) 福祉契約を検討するに際しての原則  
○契約によりサービスが提供される場合には、市場取引關係を一般に規定する民法財産法篇が原則的に適用され、必要に応じ、特別法が適用されることになる。  
→契約の当事者に関する事項、契約内容に関する事項、契約の成立・変更・終了に関する事項等は、一般的な民法の原則(一般の契約法理)に従うことになる。

### 《福祉契約の基本的問題》

- 医療と福祉の接近(連続性) ←→ 医療契約論と福祉契約論の議論の起点と方向性の違い  
→契約の当事者に関する事項、契約内容に関する事項、契約の成立・変更・終了に関する事項等は、契約がない限り民法の原則(一般の契約法理)による。  
→消費者契約法

- 2 契約の意義  
1) 福祉契約の定義・想定契約  
(1) 定義<sup>12)</sup>

71) 猪口範康「フィデュシヤー〔信託〕と契約」(有斐閣、第1版、1999年)。

72) このような点をあまり意識することなく医療契約と比較検討を試みる福祉契約に関する文献がしばしば挙げられるが、その限りにおいては医療契約と比較検討するにあたると思われる。

73) 田中誠・本山ボジウムにおける定義における違いがあることは想われる。

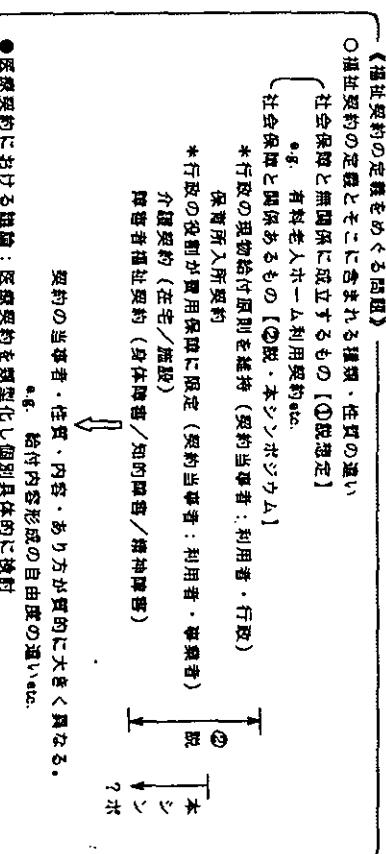
74) 通則社会保障2214号(2002年)、「福祉サービスの供給を媒介する契約」(笠井洋「福祉契約におけるサービスの『質』」の評議)、通則法第35号(2003年)、「福祉サービスを提供することを目的とする契約」(大曾根「成年後見と社会福祉法網——監督者・障害者の権利保護と社会的後見」193頁(法律文化社、第1版、2000年))などがある。

- ①説：「福祉サービスに関する契約」<sup>13)</sup>  
②説：「福祉サービスの給付を目的とする契約」<sup>14)</sup>  
本シンポジウム：「社会福祉事業において提供されるサービスを利用するための契約」

75) 田中誠「福祉契約の行法法學的分析」九州大学法政研究59卷4号770頁(2003年)。なお、本稿では福祉契約の概念に含まれる契約の多様性を考慮し、福祉契約を「介護契約、障害者福祉契約」の意味で限定したうえで論じている。

76) 笠井洋「福祉契約論序説」自由と正義22卷7号11頁(2001年)。

77) 笠井洋「福祉契約の課題——サービスの『質』の確保と契約責任」収録草編「著作権法と民法の現代的課題——半田正夫先生吉澤記念論集——」667頁(法律出版社、2003年)。他に清水洋達「介護保険契約と当事者能力——介護保険契約の当事者は誰か」法和法研究7卷1号9頁(2000年)など。



④ 福祉契約の非営業性

→「福祉サービスという『産業』が利益の追求という単純な資本の論理が貫徹しない分野である」<sup>44</sup>。

⑤ 福祉契約における当事者の非対等性

→利用者と提供者との「交渉力の差、情報の収集・分析力の差が、一般の消費者契約に比べ格段に大きい」<sup>45</sup>、「福祉サービスを利用するには、判断能力が必ずしも十分ではないという人が含まれている」<sup>46</sup>。

⑥ 福祉契約の質的・要示の困難性

→福祉サービスは「一般に生産と消費が同時に行われる性格を持ち、その貯蔵ができるないことに加えて、他のサービスと比べると福祉サービスはその成果もまたいっそう見えにくい面を持つ」<sup>47</sup>。

⑦ 福祉契約の不明確性

→「福祉契約を締結することによって得ようとする最終的な目的・目標が明確ではないことが多い。対人援助サービスとしての福祉サービスは利用者の状態の何らかの変化・改善を目的とするものではないことが多く(診療契約との相違)、その提供による望ましい成果を契約締結時にあらかじめ具体的に描き出し、そしてそれを契約内容に盛り込むことが難しい」<sup>48</sup>。

⑧ 契約内容の非特定性

→「サービスの範囲が利用者によって異なり、かつ提供される内容は利用者の状況によって日々変化するため、事前に債務の内容を特定しにくいという性格を持っている」<sup>49</sup>。

⑨ 契約内容の要規制性

→福祉サービスの特性から適正な契約実現のために規制・介入の強化が強く求められる

⑩ 福祉の手段としての契約

→「社会福祉法制のなかにおける福祉サービスの供給手段としての契約である」<sup>50</sup>。

(契約締結の前提として給付決定を要する契約)

(2) 契約の法的性質

① (連) 委任契約説：「入浴やリハビリテーションなどの一定の達成目標を有する介護行為であつても、請負とみなすことは難しく、基本的に従業者として事業者と利用者との委任契約であると見るべき」<sup>51</sup>であると解する説。

② 諸負契約説：「從来は、福祉サービス提供契約は委任ないし委託と捉えられることが多かつた。しかし、個々の福祉内容に即して、諸負契約としての性質をもつ場合もあるが、専委任契約としての性質をもつ場合もありえよう。むしろ、今日の福祉サービスの多くは、一定の仕事の完成を目的としている、無形の諸負契約と見るべき

③ 非典型契約説：「民法上の典型的な契約モデルに固執することは難しい」<sup>52</sup>と解する説。

《福祉契約の特性と法的性質をめぐる問題》

(1) 契約の特性

○ 福祉の特徴と要約

→「一般的に、ある契約がどのような法的性質をもつかを論ずることは、当該契約の内容を検討した後の、名稱表示の問題にすぎないというべきである。したがって、診療契約についても、その内容を検討せずに、法的性質だけを論じてもそれはどう益があるとは思われない」<sup>53</sup>。

(2) 契約の法的性質

● 医療契約論における指摘  
「一般的に、ある契約がどのような法的性質をもつかを論ずることは、当該契約の内容を検討した後の、名稱表示の問題にすぎないというべきである。したがって、診療契約についても、その内容を検討せずに、法的性質だけを論じてもそれはどう益があるとは思われない」<sup>54</sup>。

(2) 契約の法的性質

● 医療契約論における指摘  
「一般的に、ある契約がどのような法的性質をもつかを論ずることは、当該契約の内容を検討した後の、名稱表示の問題にすぎないというべきである。したがって、診療契約についても、その内容を検討せずに、法的性質だけを論じてもそれはどう益があるとは思われない」<sup>55</sup>。

3) 福祉契約の理念

(1) 福祉法 818、825  
(2) 社会福祉法 83、5、75以下  
(3) 老人福祉法  
(4) 各種運営基準

3) 契約の成立と終了

1) 契約の成立  
(1) 契約成立までのプロセス<sup>56</sup>  
第1段階 利用者→行政：給付申請  
第2段階 行政→利用者：給付決定  
第3段階 利用者・事業者：契約締結

(2) 各段階における特徴  
① 第1段階  
○ 利用者側：給付申請には行為能力が必要とされる。  
→行為能力を欠く利用者に対する送付システム  
(成年後見制度、福祉サービス利用援助事業)  
○ 行政側：応結義務あり。行政手続法の申請に対する処分のルールが適用される<sup>57</sup>。

② 第2段階  
○ 利用者側：給付決定が契約内容の枠組みを規定する機能を持つ<sup>58</sup>。

③ 第3段階  
○ 第3段階：どのようなサービスを誰から提供するかの具体的な決定  
《第3段階の契約締結との関係》  
第3段階：どのようなサービスを誰から提供するかの具体的な決定  
= 第2段階の給付決定が契約内容の枠組みを規定する機能を持つ<sup>59</sup>。

73) 鹿田洋一「福祉契約論述」自由と正義52巻7号15頁(2001年)。

74) 鹿田洋一「福祉契約論序説」自由と正義52巻7号16頁(2001年)。

75) 鹿田洋一「福祉契約論序説」自由と正義52巻7号15頁(2001年)。ほか秋本英世「福祉契約の特質と課題をめぐる」<sup>60</sup>。

76) 鹿田洋一「福祉契約論の課題——サービスの『質』の確保と契約責任」森嶋章編『著作権法と民法の現代的課題

—半田正夫先生古稀記念論集——』667頁(法学会書店、2003年)。その例として入浴サービスをあげる。

77) 新井修「介護保険契約と成年後見・再建」千葉大学法学部論集15巻3号31頁(2001年)など。

78) 新井修「介護保険契約の特質と法的問題——モデル契約書を参考として」シユリスト1174号70頁(2000年)。

79) 新井修「福祉契約論の課題——サービスの『質』の確保と契約責任」森嶋章編『著作権法と民法の現代的課題

—半田正夫先生古稀記念論集——』666頁(法学会書店、2003年)、鹿田洋一「福祉契約論序説」自由と正義52巻7号15頁(2001年)。

80) 鹿田洋一「福祉契約の法的性質とその規制」神戸外大論集51巻2号71頁(2000年)。

81) 鹿田洋一「福祉契約論の課題——サービスの『質』の確保と契約責任」森嶋章編『著作権法と民法の現代的課題

—半田正夫先生古稀記念論集——』667頁(法学会書店、2003年)。

82) 鹿田洋一「福祉契約におけるサービスの『質』」筑波学報35号41頁(2003年)。

83) 鹿田洋一「介護保険契約と成年後見・再建」千葉大学法学部論集15巻3号31頁(2001年)など。

84) 鹿田洋一「介護保険契約の特質と法的問題——モデル契約書を参考として」シユリスト1174号70頁(2000年)。

85) 新井修「福祉契約論の課題——サービスの『質』の確保と契約責任」森嶋章編『著作権法と民法の現代的課題

—半田正夫先生古稀記念論集——』666頁(法学会書店、2003年)、鹿田洋一「福祉契約論序説」自由と正義52巻7号15頁(2001年)。

86) 鹿田洋一「福祉契約の法的性質とその規制」神戸外大論集51巻2号71頁(2000年)。

87) 鹿田洋一「福祉契約論の課題——サービスの『質』の確保と契約責任」森嶋章編『著作権法と民法の現代的課題

—半田正夫先生古稀記念論集——』667頁(法学会書店、2003年)。その例として入浴サービスをあげる。

88) 新井修「介護保険契約と成年後見・再建」千葉大学法学部論集15巻3号31頁(2001年)など。

89) 新井修「介護保険契約の特質と法的問題——モデル契約書を参考として」シユリスト1174号70頁(2000年)。

90) 鹿田洋一「福祉契約論の課題——サービスの『質』の確保と契約責任」森嶋章編『著作権法と民法の現代的課題

—半田正夫先生古稀記念論集——』666頁(法学会書店、2003年)、鹿田洋一「福祉契約論序説」自由と正義52巻7号15頁(2001年)。

91) 行政手続法85以下。

92) 鹿田洋一「福祉契約の行政法的分析」九州大学法政研究69巻4号780頁(2003年)。

○福祉契約と契約自由の原則：事業者が利用者を選別して恣意的な「介護拒否」を行う可能性等があるため、各事業運営基準のレベルで、事業者が正当な理由なくしてサービスの提供を拒否できない応答義務や内容等につき規定されている。

### 《福祉契約締結過程における問題》

#### ① 第1段階における問題

※給付申請：行為能力が利用者にあることが前提

○成年後見制度の問題点

《実態面での問題》：福祉契約締結の際にあまり利用されていない<sup>94)</sup>。

○福祉サービス利用援助事業の問題点

→契約締結能力が全くなれない人は成年後見を利用しない限り対象外とする。

#### ② 第2段階における問題

○給付決定と給付開始とのタイムラグの問題

(給付決定→契約締結→サービス提供→現金給付)

#### ③ 第3段階における問題

※福祉契約：民法上の契約であるため、契約自由の原則(自由放任思想)に基づくものとなる。

○契約の場のあり方(市場のあり方)とそのコントロールをめぐる問題

○契約の主体をめぐる問題

\*利用者：(契約締結)能力の問題

○事業者：事業者・サービス提供者個人の質の確保の問題

●医療契約論との比較

\*事業者：事業者(提供されるサービスの質)の確保の問題

●給付決定が契約締結の前提となっているが、医療契約にはない。

### 2) 契約の終了

#### (1) 総務的契約の通常の終了形態

〔期間の定めのある場合〕 期間の満了

〔更新拒絶

(2) 通常ではない終了形態

a. 債務不履行があった場合

〔債務の強制実現

〔損害賠償

〔契約の解消

○委任契約における解除(解約)自由の原則

〔1〕委任契約と解するならば、  
→各当事者が特別な理由がなくともいつでも解除することができる。(§ 651)

○委任には過失又は過失は認められない。(§ 652)

\*利用者側：現在のところ実際上の制約はない<sup>95)</sup>。

\*事業者側：契約を維持しがたい重大な事情等がない限り契約の解除を認めない<sup>96)</sup>。  
(各通商基準)

### 5 契約の効力～福祉契約から導かれる権利義務→平田報告

#### 1) サービス提供者の義務

##### 《抽象的》 債務注意義務 (§ 644)

(1) サービス提供義務

(2) 公正義務：契約内容を公正なものとし、契約締結過程においても公正に行動しなければならない<sup>97)</sup>。

(3) 情報提供義務：自己(事業者)に関する情報、自己(事業者)の提供するサービスの内容等につき  
ない情報<sup>98)</sup>。

97)詳細は、「福祉サービスの質に関する検討会『福祉サービスにおける第三者評議事業に関する報告書』(2001年)、日本弁護士連合会『契約型福祉社会と権利擁護のあり方を考える』(2002年)。

98)新井謙「介護保険契約と成年後見・再婚」千葉大学法学部第15号3月号(2001年)など。

99)全国社会保障監修官者協議会編「介護サービスの利用契約の手引き」65頁(山本直)〔全国社会保障協議会、第1版、2000年〕。なお、「契約の締結のための保護措置を必要とし、かつ『介護の社会化』の下に介護者の負担の解消、説明をめざすものであるとすれば、契約主体はむしろ『家族』そのものであることが最もいいのではないか」とする清水學編「介護保険契約と当事者能力—介護保険契約の当事者は誰か」(福利法学会研究会)1号12頁(2000年)、「この基準の対象となる指定事業者は都道府県知事がこの基準を内容として掲げる公法上の契約とし、サービス提供事業者は障害者から申込みがあった時はこの基準に従いサービスの給付を行ふ義務を負う一種の第三者のためにする契約と考える」とする正田洋一「被置から契約へ 支援費制度の問題点(下)——障害者の権利と自由の観点から」シユリスト124号138頁(2003年)もこの見解に属すると思われる。この第三者契約については、市村大三「介護サービス契約における第三者契約の問題点と契約の実状について」神奈川法律36巻1号229頁以下が詳しい。

100)鶴田洋一「福祉契約序説」自由と正義52巻7号18-19頁(2001年)。

101)鶴田洋一「福祉契約序説」自由と正義52巻7号18-19頁(2001年)、笠井謙「福祉契約論の問題——サービスの「質」の確保と契約責任」森泉草場「著作権法と民法の現代的課題——半田正夫先生古稀記念論集——」671-672頁(法学書院、2003年)。

○福祉契約解除の方法  
※詳細な論論なし? →民法(委任契約)の原則による?  
も個別の契約類型ごとに定められている特例な終了原因  
※詳細な論論なし? →民法(委任契約)の原則による?

#### 4 契約の当事者

1) 利用者本人に十分な判断能力がある場合 →利用者・事業者間の契約

2) 利用者の判断能力が疑わしい場合<sup>99)</sup>

(1) 成年後見制度を利用して利用者本人名義の契約を結ぶ方法<sup>100)</sup>

①同意権者(補助人・保佐人)の同意を得て利用者本人と事業者が契約を結ぶ場合

②利用者の法定代理人(保佐人・補助人・成年後見人)が利用者本人名義の契約を事業者との間に結ぶ場合

○場合分けの判断基準  
判断能力の有無が基準  
=事業弁認能力(§ 7)

●診療契約論との比較  
患者の意思能力の有無・行為能力の有無の観点から詳細に場合を分けて検討。

(4) 説明義務：特定の利用者に対して、利用契約の内容およびその履行に関する事項について、利用者が十分理解・納得したうえで契約を締結できるよう説明すべき義務<sup>100</sup>。

(5) 倡面化義務：契約の成立に際し、利用者に契約上の重要事項に関する記載した書面を通常な交付しなければならない義務<sup>101</sup>。

(6) 告白解決義務：適切な苦情解決システムを備え、それを利用者に周知させる義務<sup>102</sup>。  
意をもって苦情解決に努める義務<sup>103</sup>。

(7) 安全配慮義務：サービス提供の場面において、提供者側に利用者の安全を配慮する義務<sup>104</sup>。

(8) 個人情報保持義務：利用者に関する記録物等の個人情報を、契約終了後あるいは当該従業員の退職後も守秘すべき義務<sup>105</sup>。

## 2) サービス利用者の義務

(1) 代金支払義務

(2) 協力義務<sup>106</sup>

①消極的な「甘受する義務」：サービス提供が行われたときに、それを受け取る義務<sup>107</sup>。

②積極的な「高度な協力義務」：リハビリに代表されるような自立支援にかかるサービスが、はきりとした効果を挙げるために、利用者側にかなりの努力・協力が不可欠な義務。

③告知義務・情報提供義務：サービス対象者に関する情報欄を伝える義務。

## 6 その他

### 1) 免責約款・特約など

→福祉契約と消費者契約法へ

### 2) 福祉契約の關係的要約性・信託關係性

「相手方から被頼・依存を受ける者に対しては、高度の注意義務（誠実義務・利益配慮義務）が課せられることが一般に承認されている。近時『社会關係そのものが契約の拘束力を生み出し、また様々な契約上の義務を生み出す』という『関係的契約』概念が紹介されてい

るが、福祉契約もその一適用場面といふことができるよう。」<sup>108</sup>

## V 医療契約・福祉契約と消費者契約法

102) 須田洋一「福祉契約論序説」自由と正義92巻7号18-19頁(2001年)、笠井謙「福祉契約論の眞髄——サービスの『販』の確保と契約責任」森泉章編『著作権法と民法の現代的課題——半田正夫先生古稀記念論集——』671-672頁(法学者院、2003年)。

103) 正田彬「『権限から契約へ』支援費制度の問題点(上)——障害者の権利と自由の観点から」ジュリスト1248号71頁(2003年)。

104) 正田彬「『権限から契約へ』支援費制度の問題点(下)——障害者の権利と自由の観点から」ジュリスト1249号136-140頁(2003年)。

105) 笠井謙「福祉契約論の課題——サービスの『販』の確保と契約責任」森泉章編『著作権法と民法の現代的課題——半田正夫先生古稀記念論集——』676頁(法学者院、2003年)。

106) 須田充輔「介護不履行等を構成するようなものではなく、仮に法的効果があるとしても、既定された意味合いでとまるものと考えられるとしている。

107) 長沼健一郎「介護サービス契約のあり方に因する一試験——消費者保護にかかる8つのポイント——」ニッセイ基礎研究所『21世紀の社会保障改革のあり方に因する一試験』(ニッセイ基礎研究所、1998年)。なお、この議論は、それ自身で並び不履行等を構成するようなものではなく、仮に法的効果があるとしても、既定された意味合いでとまるものと考えられるとしている。

108) たとえば、ヘルパーが訪問しても家に入れない、誰が入浴しないなどの状況が考えられるとする。

109) 須田洋一「福祉契約論序説」自由と正義92巻7号17頁(2001年)。

110) 消費者契約法については、さしあたり、最高裁判所民事局監修『消費者契約法判例資料』(法曹会、2001年)、日本弁護士連合会・消費者問題委員会編『コンソーシアム法務』(商事法務、第1版、2001年)、陪合編『消費者契約法』(有斐閣、第1版、2001年)などを参照されたい。

111) 新美育文「消費者契約法と医療」からだの科学24号

### 1 消費者契約法の概観<sup>109</sup>

#### 1) 消費者契約法の基本的特徴

(1) 立法趣旨

・消費者が十分な情報に基づいて自由な意思決定ができる場を確保する手段を用意するとともに、事業者による不当な要約内容の押しつけを回避する方策を定める。

(2) 消費者契約の定義(法82①)

・消費者と事業者との間で締結される契約。

(3) 当事者(法82①②)

「消費者」：事業に關わらないで契約を締結する個人  
「事業者」：事業の他の団体および事業者として事業のために締結の当事者になる場合における個人をいう。

2) 契約締結過程における消費者保護(法84)

→適切な情報に基づかないで締結した契約の効力を否定できる場面を定める。

(1) 假想による契約の取消→取消可能(法84①②)

《契約締結の動機に係して》

\*事業者が消費者の住居などに居座ったり、事業者が勤務をしている場所から消費者が去ることを妨げたりして、消費者を困惑させ、それによって契約を締結させた場合

3) 契約内容に関する消費者保護(法88、90)

→消費者により不当な不利益となる通常考被られる一定の契約条項につき無効と定める。

(1) 免責条項(法88)～事業者の契約責任・不法行為責任を調和する条項  
〔全部免責条項(法88)～事業者の契約責任をすべて無効  
〔一部免責条項：故意または重大過失により生じた損害につき免除しようとする条項を無効  
→ 免費条項は消費者の黙認に基づくものとは考えられない

(2) 損害賠償額の予定(法89)～消費者が負う損害賠償責任に関する賠償額を予め定める条項  
通常生ずるであろう損害額よりも多額の損害額を予定している場合：無効

(3) 民法や商法による場合に比べて、消費者が自発的に同意したり、消費者の義務を加重したりする契約条項であつて信義に反する程度に消費者の利益を害する条項(法810)：無効

### 2 消費者契約法と医療契約・福祉契約

#### 1) 医療契約と消費者契約法<sup>110</sup>

(1) 医療契約は消費者契約たりうるか

医療の供給形態：医師・看護師その他、メイドカルの専門的知識ないし技術を統合した医療  
医療契約=医療サービス提供契約  
→ 治療を受ける側=「消費者」

診療を行う側=「事業者」

自由診療の場合／社会保険診療の場合：通説：判例によれば医療機関・開業医  
が契約当事者 → 医療機関・個人開業医：消費者契約法上の事業者に該当

110) 消費者契約法については、さしあたり、最高裁判所民事局監修『消費者契約法判例資料』(法曹会、2001年)、日本弁護士連合会・消費者問題委員会編『コンソーシアム法務』(商事法務、第1版、2001年)、陪合編『消費者契約法』(有斐閣、第1版、2001年)などを参照されたい。

↓ 消費者契約法の適用対象内

(2) 医療契約と消費者契約法

→「裁判例によつて、消費者契約法よりもはるかにきびしい法律則が医療機關ないし医師に適用されている。」

○医療契約における免費条項(手術承諾書における免費条項)=消費者契約法における免費条項

→判例において早くから「[例文に]すぎない」として法的効果を否定する。

→消費者契約法においては、これを明文で規定。

## 2) 福祉契約と消費者契約法

(1) 福祉契約は消費者契約うるか

福祉契約によりサービスの提供を受ける利用者は「消費者」  
福祉サービス=事業 → 福祉サービス提供者は「事業者」

↓ 消費者契約法の適用対象内

(2) 福祉契約と消費者契約法

→「福祉サービスの利用者の保護にあたつて契約取消権と免費条項の無効を認めて、起こりうる問題のほんの一部をカバーするにすぎない。」<sup>114</sup>

①誤認型契約の取消(法84)と福祉契約  
※事業者が介護保険給付対象かどうかについて不実告知をした場合→取消可能

②福祉契約における免費条項などの不当条項  
→一部または全部無効 ※各モデル契約書の規定における免费条件

→消費者契約法上の不当条項に当たらない場合は、福祉契約では公正競争に反する不公正な条項は無効と解すべき。

③消費者契約法を超える問題

○消費者契約法  
→主に経済的損害の防止、大量生産商品の安全性を図るという点に中心がある。

○消費者契約法は消費者取引一般に関する基本的ルール。  
○福祉契約：消費者契約法の適用を受けるが、起こりうる問題のごく一部に対する対応がなされるに過ぎない。

※、消費者契約法の規律の範囲に至らない動態形態による契約締結  
事業者等の経過失による損害賠償責任の一部を免除する条項であつて法810の一般条項に該当しないもの<sup>115</sup>。

→福祉契約によって扱われるのは利用者の人間としての生活基盤や生命・身体に直結する重大な利益であり、より強い保護をすべき。

## VI 福祉契約の課題そして行方

### 1 福祉契約の課題

1) 福祉契約の成立をめぐる課題  
(1) 契約の主体をめぐる問題

112)大曾根義「成年後見と社会福祉法則—被扶養者・障害者の権利擁護と社会的後見」193頁(法律文化社、第1版、2000年)ほか多数の論者が同様の指摘をしている。

113)井田博「福祉契約論の課題—サービスの『質』の確保と契約責任」森泉草綴『著作権法と民法の現代的課題—半田正夫先生古稀記念論集—』568頁(法律書院、2003年)。

①利用者：契約構造能力をめぐる問題

○解釈上の問題  
→古典的契約論(人間像)の修正の必要性

福祉サービス提供者・利用者間の契約は「自由で独立した個人が対等な立場で交渉し、その意思に基づいて契約を締結する。」という古典的契約論が妥当せず、従来の契約法理は修正を余儀なくされるのは当然<sup>116</sup>である。

→権利義務etc.一定の権利を譲る。

2) 福祉契約と消費者契約法

(1) 福祉契約は消費者契約うるか

福祉契約によりサービスの提供を受ける利用者は「消費者」  
福祉サービス=事業 → 福祉サービス提供者は「事業者」

↓ 利用者側：その「個人」に応じた直接的な支援の仕組みの構築

(2) 福祉契約と消費者契約法

→「福祉サービスの利用者の保護にあたつて契約取消権と免費条項の無効を認めて、起こりうる問題のほんの一部をカバーするにすぎない。」<sup>114</sup>

①誤認型契約の取消(法84)と福祉契約  
※事業者が介護保険給付対象かどうかについて不実告知をした場合→取消可能

②福祉契約における免費条項などの不当条項  
→一部または全部無効 ※各モデル契約書の規定における免费条件

→消費者契約法上の不当条項に当たらない場合は、福祉契約では公正競争に反する不公正な条項は無効と解すべき。

③消費者契約法を超える問題

○消費者契約法  
→主に経済的損害の防止、大量生産商品の安全性を図るという点に中心がある。

○消費者契約法は消費者取引一般に関する基本的ルール。  
○福祉契約：消費者契約法の適用を受けるが、起こりうる問題のごく一部に対する対応がなされるに過ぎない。

※、消費者契約法の規律の範囲に至らない動態形態による契約締結  
事業者等の経過失による損害賠償責任の一部を免除する条項であつて法810の一般条項に該当しないもの<sup>115</sup>。

→福祉契約によって扱われるのは利用者の人間としての生活基盤や生命・身体に直結する重大な利益であり、より強い保護をすべき。

↓ 行政上の質の担保が重要なとなる？

(2) 契約の客体(提供されるサービス)の質の確保の問題

○契約『法』はサービスの質を担保しようか  
→債務不履行に対する福祉サービス提供者への責任が追及される過程において、債務の本旨にかなった履行がなされているかどうか、債務者に損害事由があるか否かを判断するための注意義務水準の設定という形で、福祉サービスの内容・質そのものが事後的に検討されるにすぎない。

○契約のひとつ効果(prospectiveな効果)

～権利義務關係=責任(責任の範囲・程度・種類)が明確化  
利用者・サービス提供者：各々の果たすべき義務(責任)が明確化

(3) 契約の場のあり方(市場のあり方)とそのコントロールをめぐる問題

①契約の場のあり方(市場のあり方)をめぐる問題  
「障害者が自由に契約を締結することによって障害者の自由が具体的に確保されるためには、市場の仕組みについていくつかの前提が必要とされるうえ、取引主体の地位と性格に対応した前段条件の確保が不可欠とされる場合もある。これらの前提が確保されたりえて、市場の動きを媒介として自由な取引主体として取り扱われる取引主体に実質的な自由ないしは取引上の対等な地位が保障されることになるのであって、單に契約の自由が認められただけではその自由が無内容に終わる場合も少くない。障害者に契約の自由が保障され福祉サービス提供者に參入の自由がある程度認められたことで、直ちに障害者に福祉サービス提供事業者との関係で実質的に対等かつ自由な地位が保障されたことにはならない。」<sup>116</sup>

↓ 利用者側：その「個人」に応じた直接的な支援の仕組みの構築

↓ 契約の次元での解決

○制度上の問題  
→福祉契約利用援助システムをどのように整備するか。  
制度の次元での解決  
成年後見法・福祉サービス利用援助事業

○制度上の問題  
→福祉契約利用援助システムをどのように整備するか。  
制度の次元での解決  
成年後見法・福祉サービス利用援助事業

○制度上の問題  
→成年後見制度と福祉サービス利用援助事業との相互関係。  
成年後見制度の使いにくさをどのように改善するか。

○制度上の問題  
→事業者：質の確保  
事業者側：透明化・サービス提供者の能力の均質化

○制度上の問題  
→事業者側：透明化・サービス提供者の能力の均質化

※福祉契約：関連の行政上のシステムを前提として初めて構成しうる、行政上のシステムの構築

→【前提】適切な契約關係を構築することができる枠組み（行政上のシステム）の構築

→立法の必要性の検討  
社会福祉基盤構造改革以降の議論：議論の途にいたばかり。

（議論の蓄積なし、論理的整理が十分にされていない。）

→不適切な立法となる可能性大。  
判例法理の形成を期待できないのか？  
法の権限・立法の効果を無視する必要性

（福祉契約にかかる行政制度をどのようにして構築するか。  
→行政の公的責任の検討が必要

②市場のコントロール手法をめぐる問題

《現在の福祉市場の主なコントロール手法》

～運営基準（法的性格が不明確）

契約自由の原則の制約規制の不確かさ

\*実態的な制約要素：福祉契約の特性

\*民法の内にある制約要素：公序良俗、信義則、権利乱用などの一般条項

\*民法の外にある制約要素：憲法、社会福祉法、老人福祉法、各種運営基準

○福祉市場における契約自由原則制約要素の限界

\*実態的な制約要素：規制とはなりうるが、法的隠れとしては力不足。

\*民法内の制約要素：契約自由の原則に立脚したシステムの中の制約要素でしかない。

\*民法外の制約要素：いずれも直接的には民事法上の効力にかかるものではない。

○課題

①市場のコントロール主体は誰か

②市場をどのようにしてコントロールしていくのか

\*民法の外在的制約をいかに内在的制約として取り込むか。→理論構築・明確化

③市場をどのようにして構築していくのか

④民法内にある制約要素をどのように適用させていくか。

契約自由原則それ自体の再検討。

「契約自由の範囲についても、改めて問い合わせが必要がある。つまり、無制限な契

約自由を出発点として、これないかに制限するか、という発想ではなくて、む

しろゼロからこれを問い合わせることが求められているのである。そもそも契約

に関してどのような自由があり、それがどこまで認められるのかということが、

一度は『積極的公形』で問われなければならない。」<sup>116)</sup>

## 2) 福祉契約法の立法をめぐる課題

### (1) 種別か立法か～“福祉契約法”立法の希望

①契約自由の原則に服せしめることの危惧

②消費者契約法の問題点

\*消費者契約法と共に通ずる最低限度の民事的規制立法であり福祉契約に特化したものではない。

→福祉契約に特有のニーズ<sup>117)</sup>についての規定なし。

\*裁判規範としての性格が強く、裁判で争うまでは救済されるかどうかが不明確。

→権利侵害における利用者は訴訟を行なうだけの余裕がない場合が多い。

\*被災者が発生するのを得てからその後的対応にならざるえない。

→権利侵害は提供者側の不履行が利用者の生命や身体に直接影響し、かつ特に施設サー

ビスでは提供者を容易に変更できない。

### (2) 福祉契約法の立法をめぐる課題

2) 福祉契約法の立法をめぐるバースペクティブ

(1) 種別か立法か～“福祉契約法”立法の希望

①契約自由の原則に服せしめることの危惧

②消費者契約法の問題点

\*消費者契約法と共に通ずる最低限度の民事的規制立法であり福祉契約に特化したものではない。

→福祉契約に特有のニーズ<sup>117)</sup>についての規定なし。

\*裁判規範としての性格が強く、裁判で争うまでは救済されるかどうかが不明確。

→権利侵害における利用者は訴訟を行なうだけの余裕がない場合が多い。

\*被災者が発生するのを得てからその後的対応にならざるえない。

→権利侵害は提供者側の不履行が利用者の生命や身体に直接影響し、かつ特に施設サービスでは提供者を容易に変更できない。

116)長沼一郎「準市場における福祉開拓と契約論」日本福祉大学社会福祉論集108号111頁(2002年)。

117)「事業者側に対する情報提供義務の徹底、契約期間・事業者側による契約解除事由の制限など」

118)笠井透「福祉契約論の課題——サービスの『質』の確保と契約責任」通論雑誌『著作権法と民法の現代的問題——半田正夫先生古稀記念論集——』1633頁(法律書院、2003年)。なお角括弧は異なるが、高野昭城「障害者福祉における契約」自由と正義51巻6号32頁以下は障害者が契約を締結する際にそれを支援する法定の制度の必要性についている。

119)高野英弘「医師と患者の法律關係」森立明・中井英達編『医療過誤法』60頁(青林書院、第1版、1994年)。

120)鶴田洋一「福祉契約論序説」自由と正義32巻7号21頁(2001年)。

121)鶴田洋一「福祉契約論序説」自由と正義32巻7号15頁(2001年)。

## 福祉サービス利用援助に関する諸問題

関東学院大学 大原 利生

はじめに

### I 福祉サービス利用援助契約

#### II 地域福祉権利擁護事業

#### (1) 経緯

・平成 11 年 10 月から平成 15 年 8 月までの統計資料（全国社協作成資料による）

・相談等の件数：41 万 1217 件、契約者数：1 万 2617 名

#### (2) 法的位置づけ

・社会福祉法二条三項一二号

#### (3) 内容

・委託（平成 13 年 8 月 10 日社援発第 1391 号別添 3 地権事業実施要領。以下、実施要領と略す。実施要領 2(4))、基幹的社協（推進マニュアル）

#### ・援助内容（実施要領 3(4)イ）

（1）福祉サービスについての情報提供、助言

（2）福祉サービスの手続援助

（3）福祉サービスの支払い等

（4）苦情解決制度の利用援助

・平成 14 年 6 月 24 日社援発第 0624003 号

（4）援助利用までの流れ

・初期相談→具体的調査→要保護調整→契約検討→支援計画作成→契約締結→援助の開始

（5）契約締結能力

・6 千万円を超える贈与契約（東京地判平成 4 年 2 月 27 日判時 1442 号 116 頁）

・3 億 5 千万円の連帯保証契約（東京地判平成 8 年 10 月 24 日判時 1607 号 76 頁）

・判断能力…広くものごとを判断する能力（推進マニュアル）

・契約締結能力…地域福祉権利擁護事業の利用契約の内容を理解する能力（推進マニュアル）

・契約締結判定ガイドライン等による判定（平成 15 年 5 月 9 日社援発第 0509001 号）

・判断要素…コミュニケーション能力、契約意思、見当識（時間と場所、また、これと関連して周囲を正しく認識する機能）など

・類型 I：福祉サービスの利用援助に限定された契約内容

・類型 II：類型 I に加え、日常的な金銭管理サービス、登録等の預かりサービスを含む契約内容

・△△さんに勧められたとのことですですが、○○さんご自身は、この制度を利用するかどうか、

検討してごらんになるお気持ちがおありますか？」

a、この幅度に安心を示し、拒絶がない

b、発信者や専門員に言われるままにはいと答える

一類型 I：契約可能

二類型 II：契約締結審査会へ

一類型 I：契約締結審査会へ

一類型 II：契約にならない

一中止

d、明確な拒否がある

・一週間後の訪問調査

a、覚えていて、契約希望を再確認できる

一契約可能

b、覚えていたかどうか疑問だが、再度説明することにより契約希望

一類型 I：契約可能

一類型 II：契約締結審査会へ

c、意思が確認できない

一類型 I：契約締結審査会へ

一類型 II：契約にならない

c、前回の訪問を全く覚えていない

一市町村は、必要に応じて、次の措置を探ることができる。

#### (6) 問題点

・意思能力判定の困難性

・意思無能力者

・本人による利用拒絶

・關係者の範囲と限界

・必要とされる生活支援の多様性

・利用料の負担

#### III 成年後見制度と措置制度

・「その福祉を図るために必要があると認めるとき」（平成 12 年 3 月 30 日厚障第 11 号・附  
精第 21 号・老計第 13 号）

・「やむを得ない事由」（昭和 62 年 1 月 31 日社老第 8 号）

#### 終わりに

（資料）

#### 社会福祉法

#### 二条三項一二号

・福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に際し相談に応じ及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支拂に關する便宜を供与すること）他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

#### 八〇条（福祉サービス利用援助事業の実施に当たつての配慮）

・福祉サービス利用者に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならぬことともに、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならぬことともに、利用者の意向を十分に尊重す

#### 八一一条（都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等）

・都道府県社会福祉協議会は、百第十条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行つて市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

#### 八二条（運営適正化委員会）

・都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高尚であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に關し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

#### 八四条（運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等）

・運営適正化委員会は、第八十二条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

2 福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

#### 基本法

#### 第三十二条

・市町村役は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るために必要があると認めるときは、民法第七条、第十一條、第十二條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をることができる。

一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する防護施設を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項する厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

#### 老人福祉法施行規則

第一条 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上者の者に必要な便宜とする。

#### 改訂長谷川式簡易知能評価スケール

Hasegawa's Dementia Scale Revision (HDSR)

#### 長谷川式簡易知能評価スケール(1974長谷川)の改定版

質問内容	被験者	配点
1. お年はいくつですか?	2年までの誤差は正解	0.1
2. 曜日ですか?	年月日、曜日が正確でそれれ1点ずつ	年 0.1 月 0.1 日 0.1 曜日 0.1
3. 私たちが今いるところはどこですか?	自発的に出るのは2点、5秒において、家ですか、病院ですか、の中から正しい選択をすれば1点	0.1, 2
4. これから言つてみたてまでよく憶えておいてください。 1: 挿り猫の電車 2: 挿り犬の自動車	これまで聞きますのでよく憶えておいてくださいつを憶えさせる	a) 0.1 b) 0.1 c) 0.1
5. 100から7を順番に引いてください。 質問する最初の者が不正確の場合、打ち切る。	100-7はそれからまた7を引くことを(93) 0.1 (96) 0.1 (98) 0.1	
6. 私がこれから言つた数字を逆に言つてください。(6-8-2-3-5-2-9)	3桁逆唱に失敗したら打ち切る。	288 0.1 9253 0.1
7. 先ほど憶えてもらった言葉をもう一度言つてください。	自発的に回答があれば各2点、もし回答がない場合は、ヒントを与えて正解であれば1点	a) 0.1, 2 b) 0.1, 2 c) 0.1, 2
8. 知っている野菜の名前をできるだけ多く書いてください。それを聞きますので何かあったか言つてください。	時計盤、タバコ、ベン、硬貨など必ず相互無関係なもの	0, 1, 2, 3, 4, 5
9. 知っている品物を見せます。それを聞いてみてください。	途中でつまり、約10秒待っても大丈夫な場合はそこで打ち切る	0, 1, 2, 3, 4, 5
	(は4点、10個までは1点)	
	合計得点	

地域福祉金利拠渡事業と成年後見制度对照表 (全社協 地域福祉部作成)

地城福祉金利拠渡事業	補助・保生・成年後見制度 (法定後見)
厚生労働省	法務省
社会福祉法、厚労省社会・医療局長通知等	民法、政省令、家事審判規則等
対象者 (痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者等)	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者 (神奈川県・高齢者で身体障害者も対象)
相手・手・機関の名	利用者 基本的付社会福祉協議会 (注) 法人の履行補助者として専門員、生活支援員
権利機関	権利機関 法人の履行補助者として専門員、生活支援員
指導監督機関	指導監督 都道府県社会福祉協議会 (実施主体 及び運営監督委員会)
費用	監督人 権利監督人・保佐監督人、成年後見監督人
手続のはじめ (本人、関係者・機関、家族等)	社会福祉事業として、 契約締結までの費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担 (生活保護利用者は 公費助成)
意思能力の確認、審査や鑑定・診断	「契約締結ガイドライン」により確認あるいは契約締結審査会で審査
援助の目的・理念	契約により、福祉サービスが適切に利用できるよう、その自己決定を援助
援助 (保護) の考え方	生活に必要不可欠な福祉サービスの利用に関する情報提供、相談と代理
援助 (保護) の実際	権利機関サービスの情報提供、助言などの相談 援助による福祉サービスの利用契約手続き援助
援助 (保護) の方法	法務行為を行う保謹・支拂制度 代理人、取扱、同意 規程なし (法律行為ではないため) 成年後見制度申立て等の相談は家庭裁判所で実施
法律行為の代理	法務行為の法律行為 (不動産の処分、遺産分割等の法律行為) * 日常的金銭管理に伴う預貯金通帳の出し出し等の代理、代行
財産の代理	* 福祉サービスの利用料金支払いの便宜の供与 * 福祉サービスの利用料金支払いの便宜の供与 * 正當な保管により、紛失防ぎを、福祉サービスの円滑な利用を支える
管轄	□社会福祉事業等の在宅福祉サービスの契約代理 ※ 上記のことを援助の範囲とし、情報提供料、 法律行為の一連の援助を権利保護と地城福祉の視点で援助する。
契約等	※ 上記のことを援助の範囲とし、情報提供料、 法律行為の一連の援助を権利保護と地城福祉の視点で援助する。 許可を要する旨の規定を削除。

## 福祉契約に関する実務的諸問題

弁護士 平田 厚

### 1 福祉契約の技術的視点

#### (1) はじめに

##### 福祉契約の意義 → 小西報告

##### 技術的視点に関する福祉契約の特性

- ・有償契約であるが、「能力に応じ自立した日常生活」(介護保険制度)、「利用者の自立と社会経済活動への参加」(支援費制度)という非経済的価値の追求を目的とする。～公共性・非効率性 → 評価の困難さ

##### 自立の意義と権利擁護の多様性\*

##### 福祉的視点に基づくモデル契約書の作成

#### (1) 高齢者福祉契約と障害者福祉契約の内容に関する差異\*

- ・高齢者福祉=自立状態から加齢による能力喪失状態に至る過程を支える。
- ・障害者福祉=能力獲得を通じて自立状態に至る過程を支える。
- ・残存能力に即して支える。
- ・能力形成を目指しに支える。

#### (2) 高齢者福祉契約と障害者福祉契約の形式に関する差異

- ・高齢者福祉契約=支援者を確保してゆるやかにサポートできればいい。
- ・障害者福祉契約=できる限り自分で理解しうるよううにサポートすべき。
- ・条文数はある程度多くいい。正確さも重視。
- ・条文数はできる限り少く。分かりやすさを重視。

#### (3) 福祉契約の技術的体制

- ・介護保険の契約システム：条文数25条前後。

…契約書・サービス利用説明書・重要事項説明書の3点セット体制

支援費の契約システム：条文数15条前後。

\* 契約書・サービス利用説明書・重要事項説明書・手引の4点セット体制

\* 継続的契約関係ではあるが、比較的短期間にサービス内容を見直すべき可変性・個別援助計画の詳細性・自由記載に関する柔軟性等のメリットがあるため、サービス利用説明書を切り離す。

\* ただし、これらの道具立てだけでは完結しない。常にサポートする人の存在を前提にした道具立てにすぎない。「ふりがな」では支援は完結しない。

### 2 福祉契約の理論的視点 ～ 支援費制度における契約を中心とした議論

#### (1) はじめに

##### ① 契約法理論の変容\*

ア イ ウ エ	関係的契約論 交渉促進規範論 私的自治論 契約正義論 <sup>1</sup>	→ 裁判所の後見的介入：社会=共同体志向型 <sup>2</sup> → 普通的な対話ルール：過程志向型 <sup>3</sup> → 國家による自由志向：リベラリズム志向型 <sup>4</sup> → 外在的価値基準導入：國家・社会志向型 <sup>5</sup>
------------------	--	---

<sup>1</sup> 以下の類型化については、吉田克己『現代市民社会と民法』1999年日本評論社8頁以下を参照。また以下の緒論の詳細な文献一覧も同書を参照。

<sup>2</sup> 内田貴『契約の再生』1990年弘文堂、同『契約の時代』2000年岩波書店など。なお、内田理論の基礎となつたイアン・マクニールの結論については、"The Relational Theory of Contract: selected works of Ian Macneil" edited by David Campbell 2001 Sweet & Maxwell を参照。

<sup>3</sup> 内田教授は、サンデルによるロールズの批判(『自由主義と正義の限界』(第2版)菊池理夫訳1999年三樹書房)に共感しながら、ハーバーマス理論(『コミュニケーション的行為の理論』(上)(中)(下)河上倫造他訳1985-87年未來社)に依拠することが説得的であるとしている(内田注5)『契約の時代』156頁以下)。したがって、ここでの共同体志向は、そのような内容のものであり、アラステア・マッキンタイア(『美德なき時代』篠崎英訳1993年みすず書房、『西洋倫理思想史 上』吉澤謙他訳1985年九州大学出版会)などの共同体論とは内容を異にしている。なお、サンデルの共同体論については、"Democracy's Discontent" 1996 Klapp/Harvard、現代イデオロギーの付属については、C. ウルフ他編『岐路に立つ自由主義』菊池理夫他訳1999年ナカニシヤ出版が参考になる。

<sup>4</sup> 山本顯治「契約交渉関係の法的構造についての一考察(1)～(3)」1989年民商法雑誌100巻2号、3号、5号などの論考。

<sup>5</sup> 山本顯治教授も基本的にハーバーマス理論に依拠している。山本顯治「契約規範の獲得とその正当化」『谷口知平先生追悼論文集2 契約法』1993年偕山社69頁以下など。

<sup>6</sup> 山本敬三『公序良俗論の再構成』2000年有斐閣など。

<sup>7</sup> 山本敬三教授は、憲法システム論に立ち、我要協同体主義の批判に基づくものである。

<sup>8</sup> 大村敦志『公序良俗と契約正義』1995年有斐閣など。

<sup>9</sup> 大村教授は、フランス法のレジオン法理に依拠し、判例による「給付の均衡」法理の創造によって、契約への介入を肯定的に評価している。

<sup>1</sup> 福祉契約に関する最近の論考には、鶴田洋一「福祉契約論」『自由と正義』2001年7月号14頁、品田亮儀「福祉サービスの利用方式」日本社会保険学会編『講座社会保険法第3巻 社会福祉サービス法』2001年法律文化社54頁、笠井修「福祉契約論の課題」『著者権法と民法の現代的課題』2003年法學書院661頁などがある。

<sup>2</sup> 拙著『福祉サービス利用契約時代の福利擁護のポイント』『月刊福祉』2003年3月号12頁、拙著『これららの権利擁護』2001年箇井書房

<sup>3</sup> 全国社会福祉協議会「障害者福祉サービスの契約に関する検討委員会」「障害者福祉サービスの契約に関する研究事業報告書」2003年3月1日以下

② 契約法の修正理論<sup>11</sup>

ア 保護義務論<sup>12</sup>

イ 信認関係論<sup>13</sup>

ウ 付隨義務論<sup>14</sup>

③ 福祉契約に必要な視点

ア 措置の対象から契約の主体へ

イ 保護理論ではなく自己決定理論へ（パーター・ナリズムから自己決定へ）<sup>15</sup>

ウ 契約にかかる人間像の変容<sup>16</sup>

エ 修正された意思主義（趣やかな意思主義の復権）：付隨義務論へ

オ 古典的契約法の基準（意思の価値を重視）：硬いが安定<sup>17</sup>

(1) 福祉契約關係

① 紙付義務關係

\* 福祉契約についての紙付義務に關しては、公的サービスとして法令上に定められ、運営基準によつて内実が示されている<sup>18</sup>。したがつて、サービス

<sup>13</sup> この議論については、柳瀬孝雄編『契約法理と契約慣行』1999年弘文堂1頁以下を参照。

<sup>14</sup> 保護義務については、フランチャイス契約に關して多数の判決例がある。例えば、東京地判平成元年11月6日判時1363号92頁、京都地判平成3年10月1日判時1413号102頁、東京地判平成5年11月29日判時1616号92頁、東京高判平成11年10月28日判時1704号65頁、福岡高判平成13年4月10日判時1773号52頁、名古屋高判平成14年5月23日判時1798号86頁など。

<sup>15</sup> 横口範達「フィデュシャリー〔信認〕の時代」1999年有斐閣など。ただし、横口教授はアメリカ信託法の検討を行つてゐるのであり、民法においても委任等の信託的契約において信認義務が認められるとして直明しているわけではない。同書165頁以下を参照。

<sup>16</sup> 平井宜雄『債権認識』1985年弘文堂44頁、後藤巻則「付隨義務」『解説条文にない民法』2002年日本評論社152頁、潮見佳男『契約規範の構造と展開』1991年有斐閣2頁などを參照。

<sup>17</sup> 披著『増補 知的障害者の自己決定権』2002年エンパワメント研究所。詳細な文献は、同書所収の参考文献目録を参照。

<sup>18</sup> 星野英一『民法論集第6巻』1986年有斐閣6頁、大村敦志『消費者・家族と法』1999年東京大学出版社239頁

<sup>19</sup> 意思主義の復讐論に關しても多數の文献があるが、ここでは石田喜久夫『現代の契約法』1982年日本評論社228頁以下を擧げておく。なお、この点については、中田裕康『継続的取引の研究』2000年有斐閣119～121頁。なお、この点については、中田裕康『福祉の要約に觸れる法務』小林雅彦編著『地域福祉を拓く第5巻 地域福祉の法務と行政』2002年きょうせい135頁以下を参照。

内容を変更する余地はほとんどない。これが運営基準の「約款的定め」と呼ばれる所以である。しかし、そのサービスの質は必ずしも保障されていないのであって（民第401条第1項「中等の品質」）、サービスの質が別途問わることとなる。

ア 事業者：サービス提供義務 … サービスパッケージニ惟利義務の束<sup>19</sup>

イ 利用者：代金支払義務 … パッケージ代金の法令による設定<sup>20</sup>

② 付隨義務關係<sup>21</sup>

ア 安全配慮義務

イ 説明義務

ウ 守秘義務

エ 記録作成保存義務など<sup>22</sup>

(2) 契約關係における問題点

① 運営基準等による決定枠とサービスの質

<sup>21</sup> 例えば、支援費の場合、省令第7・9号第19条ないし第23条、第4・5条ないし第47条、第5・9条、省令第8・1号第20条ないし第25条、第5・3条、第5・8条ないし第60条、第6・2条

<sup>22</sup> 例えば、支援費制度における知的障害者更生施設では、相談・援助（省令第8・1号第20条。以下の本文も同省令を示す）、指導・訓練（第2・1条）、食事の提供（第2・2条）、作業指導（第2・3条）、社会生活上の便宜供与（第2・4条）、健康管理（第2・5条）などの性質の異なるサービスが、入所施設としての居室の提供というサービスとともにパッケージされている。ただし、パッケージの個別的な福利義務關係に単純に還元できるわけではなく、総合的視点から本人の自立と社会経済活動への参加を図るという基本的義務が付加されるものと考えるべきであろう。

<sup>23</sup> 支援費基準（厚生労働省告示平成15年第30号、第4・2号など）

<sup>24</sup> 具体的な付隨義務（支援費制度）に於ける研究事業報告書<sup>25</sup>53頁以下を参照。介護保険制度下のモデル契約書にビスの契約に関する研究事業報告書<sup>26</sup>53頁以下を参照。介護保険制度下のモデル契約書に付隨義務についてには、全国経営協議会『介護サービス利用契約の手引き』2000年全社協55頁以下を参照。

<sup>25</sup> 横口注15)42頁以下によれば、代理法・パートナーシップ法・信託法においては、信認關係として、守秘義務・情報提供義務・記録具備義務と本人の開闇・検査権が認められるとしており、情報が非對称であり判断能力も不十分な利用者に対する選委任契約という信託的な福祉契約においては、信認關係の要素を多分に有していることを示しているものと考えられる。なお、信認關係においては、忠実義務が重要な要素となっているが、主として経済的利益の帰属が問題とされている。福祉契約關係においては、例えば、自己的研究のためにケアを提供しないなどの内容の忠実義務も觀念しうるであろうが、非經濟的価値の追求を目的とする契約の場合は、職業倫理あるいは通常の管轄注意義務とそれほどのズレを生じないようにも思われる。

ア 運営基準等の決定枠：ストラクチャー基準

イ サービスの質の確保：プロセス基準<sup>30</sup>。しかし、プロセス基準で考えるの

であれば、請負より準委任の要素を強く認めるべきではないか？<sup>29</sup>また、現

在は、介護職員の最低限のスキルが保障されているとはいがたい。

ウ 第三者評価による調整：第三者評価システムが質の確保に有効に機能し

うるか？現在のシステムでは、「悪質が良質を駆逐」しかねないのでない

か。

エ そうすると、プロセス管理と市民評価がより重要ではないか。

## ② 契約化と約款化

ア モデル契約書の機能：約款的機能への期待～不当事項の排除

…「没固定的な定型性」＝「核心的合意部分」<sup>31</sup>

→ 約款化＝標準化

→ 公共性の要請による强行規定性

～ 約款のマイナスイメージと有効性＝「モデル契約書」の概念<sup>32</sup>

イ 福祉契約の特質：自己決定尊重の余地～福祉条項の推進

… 約款性の否定＝各当事者の特性に配慮した個別性の重視<sup>33</sup>

→ 契約化＝個別化

→ 尊厳性の要請による任意規定性

## 3 具体的福祉契約条項に関する解説

### (1) 約款義務関係

<sup>28</sup> 佐井孝子『介護サービス論』2001年有斐閣、注1)の笠井論文675頁。ただし、前述箇井では、「介護技術、看護技術、診療の質」などを「第2階層process(過程)の評価」に加えているが(28頁)、それらはストラクチャー基準に含まれるべきものであり、それらをプロセス基準に含めるのは問題ではないだろうか。

<sup>29</sup> 例えば、ケアマネジメントでは、ケアプラン作成という請負的な要素が強いが、ケアマネジメントではむしろプラン作成のプロセスが重要なのであって、プラン作成に当たって

の様々な支援は準委任的要素が強い。また、ホームヘルプにおける家事援助も、実際の食事提供・洗濯完了などの請負的な要素が強いが、そうであれば契約書も仕事内容の明記で十分であるにもかかわらず、時間による支援として構成されている。それは、請負的要素これも準委任的要素が多いと解すべきであろう。

<sup>30</sup> 河上正二『約款規制の法理』1988年有斐閣127,185頁。なお、山本豊『不当条項規制と自己責任・契約正義』1997年有斐閣39頁以下、大村敦志『消費者法』1998年有斐閣166頁以下も参照。

<sup>31</sup> 河上中281頁は、「約款」と「モデル契約書」との区別が相対的であることを明確にしているが、変更可能性の強弱によって上記のような区別を行うことも可能ではないかと思われる。

<sup>32</sup> 河上中281頁は、「約款」と「モデル契約書」との区別が相対的であることを明確にしているが、変更可能性の強弱によって上記のような区別を行うことも可能ではないかと思われる。

### ① 意思と人格の尊重

ア 契約制度の目的と表裏一体

イ 意思と人格の尊重＝サービスの質のメルクマール

ウ 安全性の要請と人格の保障

エ 身体拘束禁止の先行と事故防止<sup>34</sup>

### ② 制度内サービスと制度外サービス

ア 制度外サービスの重要性

イ 明確化の要請<sup>35</sup>

ウ 契約の自由と不自由

エ 制度外サービスへの規制と限界

### ③ 損害賠償請求権と不当事項

ア 介護事故と損害賠償請求権

イ 損害賠償請求権と消費者契約法<sup>36</sup>

ウ 不当事項1：軽過失による損害賠償請求免責条項

「事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の故意または重大過失に基づいて利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。」

エ 不当事項2：損害保険と免責条項

「事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、その損害賠償の範囲については、事業者が加入する損害賠償責任保険の補償金額を限度とします。」

### (2) 付随義務関係<sup>37</sup>

<sup>31</sup> 河上正二『施設におけるリスクマネジメントの現状と課題』『社会福祉研究』第85号、2002年10月号51頁、拙著『実践リスクマネジメント』2002年全国社会福祉協議会を参照。

<sup>32</sup> 河上正二『約款規制の法理』1988年有斐閣127,185頁。なお、山本豊『不当条項規制と自己責任・契約正義』1997年有斐閣39頁以下、大村敦志『消費者法』1998年有斐閣166頁以下も参照。

<sup>33</sup> 河上中281頁は、「約款」と「モデル契約書」との区別が相対的であることを明確にしているが、変更可能性の強弱によって上記のような区別を行うことも可能ではないかと思われる。

<sup>34</sup> 河上中281頁は、「約款」と「モデル契約書」との区別が相対的であることを明確にしているが、変更可能性の強弱によって上記のような区別を行うことも可能ではないかと思われる。

<sup>35</sup> 河上中281頁は、「約款」と「モデル契約書」との区別が相対的であることを明確にしているが、変更可能性の強弱によって上記のような区別を行うことも可能ではないかと思われる。

<sup>36</sup> 河上中281頁は、「約款」と「モデル契約書」との区別が相対的であることを明確にしているが、変更可能性の強弱によって上記のような区別を行うことも可能ではないかと思われる。

<sup>37</sup> 河上中281頁は、「約款」と「モデル契約書」との区別が相対的であることを明確にしているが、変更可能性の強弱によって上記のような区別を行うことも可能ではないかと思われる。

## ① 安全配慮義務と契約化

- ア 給付義務か付隨義務か<sup>31</sup>
- イ 安全配慮義務の契約化<sup>32</sup>
- ウ 安全配慮義務条項の意義：義務の意識化
- エ 不当条項3：安全配慮義務の軽減特約

「事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。ただし、事業者に故意または重大過失がない場合には、利用者は事業者に一切の異議を申し述べないこととします。

## ② 説明義務と苦情解決努力義務の関係

- ア 説明義務の射程<sup>33</sup>
- イ 重要事項説明とその他の説明<sup>34</sup>
- ウ 苦情解決努力義務との関係<sup>35</sup>

<sup>33</sup> 注1)の笠井論文は、安全配慮義務を「それ自体主たる給付義務としてとらえられるべき」としている。確かに労働現場における安全配慮義務（労働者）と福祉現場における安全配慮義務（対利用者）。ただし、労働者も含まれる）は、それそれに問題となる射程が異なっている。また、医療行為のようにそれ自体危険な内容のサービスに関する限り（ただし、医療行為の中にも必ずしも危険でない場合も含まれている）、そのように評価しうる余地がある。しかし、福祉契約におけるサービスパッケージは、必ずしも危険な内容のサービスのみで構成されいるわけではなく、一般的には給付義務が明記していない場合にも給付義務と解すると、契約条項に安全配慮義務が明記していない場合にも思われる。もし給付義務と解すると、契約条項に安全配慮義務が明記していない場合にも思われる。もし給付義務と解すると、契約条項に安全配慮義務が明記していない場合にも思われる。

<sup>34</sup> <sup>35</sup> 「支援費制度に関するQ&A」2003年日弁連23頁以下、横口注15)の165頁以下、本田純一『契約規範の成立と範囲』1999年一粒社134頁以下を参照。医療行為における説明義務については、松倉豊治「医療行為における裁量の特質」1980年8月判例タイムズ415号9頁を参照。

<sup>36</sup> 従来の説明義務に関しては、横口注15)173頁は、「契約締結の過程における問題だけを念頭におき、契約が成立した後の説明義務につき論究しないのはなぜか。」と指摘しているが、筆者は、苦情解決のプロセス自体が契約後の説明義務を具体化するものと捉えている。拙著注15)146頁を参照。なお、苦情解決のプロセスは民法第645条上の義務の実現ともいいう。

<sup>37</sup> 須田1)論文では、公正義務・透明化義務と並べて苦情解決義務を論じている(18頁)。しかし、苦情解決義務は後の2つのように理念的レベルの義務ではなく、具体的レベルの義務であるため、次元を異にするのではないなどと思われる。むしろ、説明義務を具体化する義務として捉えるのが妥当と考える。これらの点については、拙著『利用者の権利擁護と苦情解決の意義』2000年東社協、具体的な対応については、『福祉サービス事業者における苦情解決取り組み事例集』2002年東社協、拙著『事例解説』『利用者とのよりよい開

## ③ 説明義務の契約化

- ア 説明義務の契約化
- イ 説明義務条項の規範性：付隨義務違反による解除権付与、同上。
- ウ 法理論的根拠：信頼関係の基礎を欠く。「契約の目的達成が阻害される」と評価してよいのではないか。利用者からの自由解約を認める以上、比較的解除原因が弱くても実質的には問題を生じない。

## ④ 守秘義務の契約化

- ア 守秘義務とプライバシー<sup>38</sup>
  - イ 守秘義務条項の規範性：付隨義務違反による解除権付与、同上。
  - ウ 守秘義務を負う法主体：事業者と従事者<sup>39</sup>
  - エ 不当条項4：守秘義務の事前的包括的放棄
- 「本契約上のサービスを提供するにあたって、事業者が必要と認める事項についてには、利用者の個人的な情報を開示・利用することに、利用者はあらかじめ同意します。」

## ⑤ 身体拘束禁止の契約化

- ア 身体拘束禁止原則の契約化<sup>40</sup>
  - イ 身体拘束禁止の射程範囲
  - ウ 身体拘束禁止の例外的許容
  - エ 不当条項5：身体拘束特約
- 「利用者または利用者の家族が特に必要と認める場合には、事業者が一定の時間内において利用者の身体を拘束することができるものとします。」

## ⑥ 記録開闢権写惟の契約化

孫づくりをめざして』2002年全社協、拙著『利用者の声を聞き取るために』『利用者の声をサービスの質の向上につなげるために』2003年全社協、拙著『苦情解決事例に関する所感』『事例にもとづく苦情解決 vol.2』2003年全社協などを参照。  
<sup>41</sup> 後藤注12)155頁。なお、一般的には付隨義務違反による解除は認めていない。  
<sup>42</sup> 守秘義務と情報提供義務の関係につき、横口注15)142頁以下を参照。  
<sup>43</sup> 守秘義務は、個別の従事者にも課されているのであり、事業者に関する付隨義務のみが問題となるわけではない。他の付隨義務についても、従事者を単なる履行補助者と位置づけるのではなく、契約上の義務主体として構成することも考えられようが、むしろ履行補助者と位置づけた上で、従事者の専門家としての責任を重視する（例えば、介護事故に対する予見義務など）。東京地判平成12年6月7日賃金と社会保障1280号14頁を参照。)  
<sup>44</sup> 厚生労働省『身体拘束ゼロへの手引き』2001年3月

ア 記録作成保管義務  
・信頼関係の維持と強化のために行われる情報提供義務の一一部<sup>45</sup>：公正さ  
イ 記録閲覧権写権の有無  
・自動的には認められないが、信頼関係においては認められる（信託法  
第40条第2項、民法第673条）。

・また、紛争が生じた場合、文書提出命令の対象にもなると考えるべき。

ウ 記録閲覧権写権の契約化

エ 不当条項6：記録閲覧権写の高コスト条項…財法あるいは暴利行為  
「利用者は、その事業所において、当該利用者に関する記録を閲覧権写す  
ることができます。ただし、その費用については利用者が負担するもの  
とし、複写1枚につき金300円とします。」

#### ⑦応諾義務と解除条項

ア 応諾義務と「正当な理由」  
イ 応諾義務の私法的効力<sup>46</sup>  
・医師法等と運営基準  
・取締法規と公序良俗<sup>47</sup>

ウ 解除条項と応諾義務

エ 信頼関係破壊法理と解除条項  
オ 信頼関係破壊法理の要容と「正当な理由」の限定

カ 不当条項7：留保なき解除条項

「利用者が、サービス従事者や他の利用者の身体・財産に対して、重大な  
侵害行為を行った場合には、事業者は直ちに本契約を解除することができます。」

<sup>45</sup> 爆口注15)162頁。なお、同書は、情報提供義務の意義として、自己決定のための情報提供義務、忠実義務の履行を保障するための情報提供義務、も挙げており、示唆に富む。とりわけ「自己決定のための情報提供義務」は、支援費制度を考察する上でも重要な概念であろう。

<sup>46</sup> 品田注1)論文61頁以下

<sup>47</sup> 山本(敬注9)5頁以下によれば、福祉契約における公序良俗は、「法令型－政策実現型公序良俗」という類型に該当するであろう。そうすると、「法令型－政策実現型公序良俗」という類型に、行為規制と参入規制による間接規制とを区別し、「直接型」「間接型」という下位分類を含めてよいのではないかと考える。

## 福祉契約の法的関係と公的責任

2003.11.2 秋元

### (2) 措置制度の場合

#### (3) 契約方式の場合

##### 1. はじめに

- 福祉契約という仕組みを福祉制度全体の中でどう位置づけていったらよいのか  
→それを、とくに、公的責任という視点から考えてみる

##### ○福祉契約の位置づけ—介護保障を具現化するための1つの方法

- 介護保障に対する公的責任とは

—社会的ニード（社会的必要）としての介護要求を有するものに対して、その必要（介護要求）を充たすための福祉サービスを提供すること（結びつけること）。

##### ○財政責任の問題

##### 2. 権利の保障と公的責任—公的責任として求められていること

##### ○請求権としての福祉要求に対する公的責任の問題

○結果として必要なサービスに結びつけば、公的責任が果たされたと言えるのか

##### ○利用者の選択を保障することと公的責任

### 4. 契約化と公的責任をめぐる論点

#### (1) 契約化（利用者の判断）に委ねることに伴う問題点

- 1) 対象外とされたニードの問題
  - ・利用者の判断に委ねる範囲をあらかじめ決めることが必要であることの結果として生じる問題
- 2) 優先順位の決定の問題
- 3) 「サービスの特性」や（契約当事者である）サービス「利用者の特性」に伴う問題

- 3. 福祉契約の構造的特質—介護保険制度
- (1) サービス利用の決定プロセスの構造
  - 1) その介護要求が、社会的ニードに該当するかどうかおよびその程度の判断—誰が、どのように判断するのか
- 2) その社会的ニードとしての介護要求に応じるためのサービス内容を、誰がどのようにして決めるのか（→要保障性の充足の仕方の問題・サービス内容決定の問題）
  - (1) その介護要求の優先度（優先順位の問題）
  - (2) その介護要求に応じるためには、どのようなサービスが必要なのかという問題

- (2) 福祉契約と公的責任—イネイブラー（the enabler）としての行政の役割
  - 1) 条件整備自体が、公的責任を果たす役割を担っている

## サービス利用の決定(誰がどのように判断するのか)

契約化（利用者の判断に委ねること）のための条件整備  
（措置制度）

- a. サービスの質の監視・監督（市場参加者の規制含む）
- b. 権利擁護・利用者支援・消費者保護  
—福祉契約の法理；成年後見制度；地域福祉権利擁護事業含む
- c. 総合性の確保—連携・協働

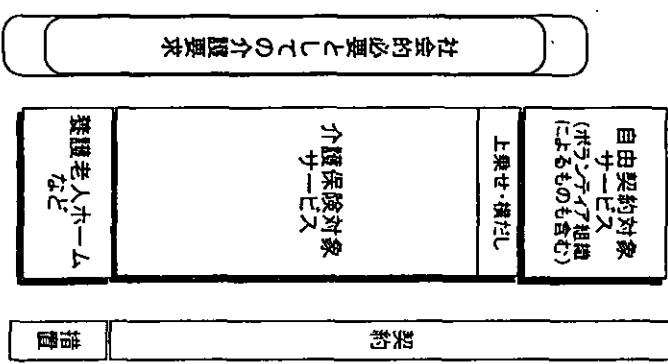
### 5. おわりに

#### ○準市場の問題

- 「財政＝公、供給＝私」という姿が「疑似市場」（準市場）のポイント
- 、サービス購入型と利用者補助型
- 1) サービス購入型→中央・地方の政府機関が特定のサービス供給組織から、契約に基づいてサービスを購入し、これを住民に利用できるよう手配する
- 2) 利用者補助型→政府機関や社会保険機関が、現金給付やバウチャー（引換券）の支給などによりサービス費用の一部もしくは全額を負担し、利用者は自由にサービス供給組織を選択してサービスを利用する
- ・どの段階での市場化・契約化か

#### ○ケアマネジメントと行政の責任

#### 社会的必要(ニート)と要約



厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
分担研究報告書

福祉契約と成年後見制度・福祉サービス利用援助事業に関する法学的研究

分担研究者 新井 誠 筑波大学社会科学系教授  
研究協力者 大原利夫 関東学院大学講師

**研究要旨**

本研究は、研究課題に関する共同研究の一環として、利用者の権利擁護のための制度である成年後見制度（とくに区市町村長申立て）および任意後見制度、これを補充する役割を期待されている福祉サービス利用援助事業なし地域福祉権利擁護事業について検討するものである。平成 15（2003 年）年度は、前年度における福祉契約研究会での講演・報告・質疑応答などを基に、2003 年 11 月 2 日の日本社会保障法学会秋季大会共通テーマ・シンポジウム「社会福祉と契約」において、大原会員（研究協力者）が地域福祉権利擁護事業および区市町村長申立てによる成年後見制度の利用実態と問題点について学会報告を行う（前掲・総括報告参考資料 3 参照）とともに、分担研究者は、同日開催された日本成年後見法学会および 11 月 8 日の日本家族＜社会と法＞学会において成年後見制度における身上監護の重要性および医療行為における後見の必要性、地域福祉権利擁護事業との連携・調整の必要性などについて研究成果を公表してきた。

**A. 研究目的**

福祉契約の当事者である利用者本人の権利を擁護するために、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の問題点を明らかにし、両者の連携・調整を図るために必要な方策を検討するとともに、立法的解決が必要な問題点を明らかにする。

**B. 研究方法**

福祉契約研究会における報告および質疑応答を重ねるとともに、日本社会保障法学会、日本成年後見法学会、日本家族＜社会と法＞学会における諸報告および質疑応答を基に、問題点等を明らかにするとともに解決の方向性をさぐることにより、研究目的の達成を目指す。

**C. 研究結果と考察**

a. 成年後見制度の新しい展開（新井 誠）

I. 学際性の高まり

新成年後見制度は、単に民法という一法分野のミクロな法政策の産物に留まるものではない。今回の法改正は、立法者も述べるように、『高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の一環として』企図されたものであり、わが国における社会福祉政策の根幹の一つをなす

ともいえる、非常にマクロな射程を持っている。したがって、筆者のみるところでは、新制度導入の与える刺激は、単に民法学内部には留まらず、隣接する関連諸学問分野にも及ぶと思われる所以である。逆からいえば、我々もまた、既存の民法学の狭い視野の中に蛸壺的に安住するのではなく、広く隣接分野の研究成果に配慮しつつ、学際的な研究を押し進めていく必要性に迫られているといえるのではないだろうか。ここではその一例として、学際的検討が必要と思われる論点を二つだけ挙げておくこととする。

## 1. 介護保険との関連

2000年4月、新成年後見制度の導入と時を同じくして、介護保険制度が実施されることとなる。むろん、この符合は決して偶然などではない。

介護保険制度の特徴は、①財源を公費方式から社会保険方式へと変更するとともに、②サービス提供の仕組みを措置制度（市町村等の行政機関が行政処分の一環として法に基づきサービスの受給者、種類、内容等を決定して提供するシステム）から利用者自身の意思決定に基づく契約によってサービスの提供機関、種類、内容等を選択する方式へと転換させた点にある（いわゆる「措置から契約へ」の流れ）。そして、後者の帰結として、介護保険の利用者側に介護契約を締結するに足るだけの十分な判断能力が要請されることとなつたわけである。しかし、介護保険の性質上、利用者自身の判断能力が既に低下しているケースも少なくないと思われるため、この契約締結を代行（もしくは支援）するとともに、サービス提供者側の適正なサービス履行を監督して、利用者の権利擁護を遂行する保護機関の必要性が大きくクローズアップされることになる。そこで、この保護機関の選任を担当するのが新成年後見制度というわけである。かくして、この両制度は、社会の高齢化を念頭に据えたわが国の社会福祉に関する最重要の法的インフラとして、いわば車の両輪として機能することを期待されているのである（ドイツでも、同様に介護保険制度の実施と世話制度の導入がリンクしている）。このためには、社会保障法や社会福祉論等の専門家との学際的協力が必須のものとなるのではないだろうか。

## 2. 精神医学との協力

成年後見制度は判断能力の低下した人の生活をその法的側面を中心として支援するためのシステムである。したがって、当然のことながら、各種の成年後見を開始するための要件として、その利用者の一定の精神能力の低下が要求されている。つまり、後見なら本人が『精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ヲ欠ク常況ニ在ル』（民法7条）ことが、保佐なら本人が『精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ著シク不十分ナル』（民法11条）ことが、補助では本人が『精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ不十分ナル』（民法14条）ことが、そして任意後見では『精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にある』（任意後見法4条）ことが、それぞれの開始の条件となっているのである。こうした各種の定義規定は基本的には法的概念であり、最終的には法律学の観点からその具体的な内容を確定すべきことになるわけではあるが、この前提作業として、精神医学による人間の精神能力に関する知見を吸収すべきことはいうまでもなかろう。

特に新設の補助制度については、①軽度の精神障害を対象として、旧制度とは異なる能力基準が導入されたこと、及び、②本人の具体的能力と必要性に応じたきわめて弾力的な保護内容となっているため、利用者（被補助人）の精神能力の幅もこれに応じて相当程度広くなるものと思われること等の理由から、その運用に際して、要件となる判断能力の基

準確定が重要な役割を果たすと解される。この点、現実の鑑定や診断書作成にあたる精神科医をはじめとする精神医学の専門家との連携が、その鍵を握っているといえるであろう。

## II. 任意後見と既存の概念との有機的結合

新たに導入された任意後見を実社会において、より有益なものとして機能させていくためには、既存の類似の法制度との有機的な連携を図ることが重要であると思われる。そこで、ここでは信託と遺言という二つの制度を例として、任意後見との統合的運用の可能性について概説してみたい。

### 1. 任意後見と信託

筆者はかねてより、信託の持つ受託者裁量機能に注目し、これを活用した裁量信託の設定によって、高齢者の財産管理や身上監護あるいは障害者の扶養（親亡き後対策）といった、現代社会における任意後見的な財産管理のニーズに対応できること（信託の任意後見代替的機能の承認）を主張してきた。しかし、残念ながら、筆者の想定するような裁量信託は一部の例外を除きほとんど存在していないというのが我が国の現状であるし、現在の信託銀行等の実状を踏まえるならば、この状況がドラスティックに変化することも考えにくい。そこで、筆者は、ある種の過渡的対策として、任意後見と信託とを結合させることによって実質的に裁量信託と同一の機能を創出させることを提案している。

具体的には、次のようなスキーム（「任意後見結合型裁量信託」）を用いることになる。まず、夫婦の一方が自身を受益者とする自益信託を設定する。ただし、この信託は、委託者兼受益者が財産管理能力を喪失した以後は夫婦双方が共同受益者となり、また、夫婦のいずれかが死亡したときには他方を受益者とする裁量信託として継続するものとしておく。さらに、委託者兼受益者は、先の信託設定と同時に、自己の身上監護面に関する決定とこれに基づく受託者への指図権の行使を内容とする任意後見契約を締結しておくのである。これにより、委託者兼受益者の財産管理能力が低下し、受託者への指図が十分に行えない状況になれば、任意後見人が選任され、自己に代わって意思決定を代行し、受託者に対して必要な指図を行うことになるわけである。つまり、信託受託者は信託財産の管理処分、任意後見人は本人の意思決定代行と、それぞれの得意分野に専念させ、両者の職務分担を図りながら、結果として裁量信託の機能をわが国に出現させようというのが、筆者の狙いなのである。

### 2. 任意後見と遺言

本人の意思能力低下・喪失後の本人の意思決定の支援ないし代行を担当するのが任意後見人であるが、これに対して、本人の死亡後（権利能力喪失後）の本人の意思=遺志を代行するのが遺言執行者であるといえる（遺言により、遺言執行者に受遺者選定の裁量権を与えることができるというのが、わが国の判例であり、少なくともこの限りでは遺言執行者に遺言者の意思決定代行権が帰属しているとみることもできるだろう）。両者は、いずれも、その意思決定を現実的に実行不能な状況下にある者の利益擁護のために、第三者に意思決定代行（もしくは本人による事前決定の代行的実現）を委ねるものであり、その本質的機能において共通する性格を有していることができる。したがって、任意後見契約を締結するとともに、任意後見受任者を遺言執行者とする遺言を作成しておけば、自己の人生の晩期から死亡後までをも含めた、非常に包括的なライフプランニングを実現することが可能となるだろう。

## b. 福祉サービス利用援助に関する諸問題（大原利夫）

### はじめに

介護保険法の制定等によって、福祉サービスを契約によって利用することが一般化した。契約によって福祉サービスを利用する方式には、利用者にサービス選択の機会を与え、この選択を通してサービスの質を向上させるなどの利点がある。しかし、その一方で、判断能力が不十分な人は契約を締結することができず、福祉サービスを必要としても実際に契約に基づく福祉サービスの利用が困難な場合がある。

そこで、このような人が必要な福祉サービスを適切に利用するためには、何らかの援助が必要となる。その援助を行うことを目的とする契約が福祉サービス利用援助契約である。この契約を中心に、福祉サービス利用援助に関する問題を探る。

### I 福祉サービス利用援助契約

福祉サービス利用援助契約とは、社会福祉法2条3項12号の「福祉サービス利用援助事業」において提供されるサービスを利用するためには締結される委任契約、準委任契約、寄託契約をいう。この福祉サービス事業に対する国庫補助制度として、地域福祉権利擁護事業が創設されている。実際、福祉サービス利用援助事業のサービスを提供しているのは、この国庫補助制度を利用できる事業者、すなわち、都道府県社会福祉協議会および指定都市社会福祉協議会にほぼ限られている。

### II 地域福祉権利擁護事業

痴呆性高齢者や知的障害者・精神障害者など、判断能力が十分でないために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理が一人では十分できない人々に対しては、今までには民生委員やホームヘルパーが善意で預貯金の払い戻しなどの援助をしてきた場合もあった。その際、適切な援助がなされなかつたり、授権について証明できる様な書類を残しておかなかつたりなどしたために、後日、トラブルが生じることも少なくなかった。そこで、平成一一年度の国の予算において、「地域福祉権利擁護事業」を実施するために必要な国庫補助金が計上され、平成一一年一〇月にこの事業が実施された。

地域福祉権利擁護事業（以下、地権事業という。）に関しては、近時、種々の問題点や疑問点が指摘されたため、事業内容が一部改正され、また明確化されている。

### III 契約締結能力

福祉サービス利用援助契約に関する最も重要な問題のひとつが契約締結能力の判定である。契約締結能力は、まず社会福祉協議会の相談員が「契約締結判定ガイドライン」にもとづいて本人に対するインタビューを行うことによって判定される。

契約締結判定ガイドラインにおける契約締結能力の判断基準は、契約類型にしたがって二つに分かれている。①契約内容が福祉サービスの利用援助に限定される場合（類型Ⅰ）と、②類型Ⅰに加え、日常的金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを含む場合（類型Ⅱ）とのふたつに分けて判定基準が設けられている。

基幹的社協の段階で契約締結能力を判断することができない場合は、都道府県社会福祉協議会の契約締結審査会が審査する。しかし、ガイドラインなどには契約締結審査会における判定基準は明示されておらず、実際には、各契約締結審査会がそれぞれ創意工夫を凝らして判定を行っているようである。

契約締結判定ガイドラインと契約締結審査会等の例を見る限り、契約締結能力の判定の